

■「エポスオーナーカード(ビジネス)規約」新旧対照表(2026年4月1日改訂)

改訂前	改訂後
エポス オーナーカード(ビジネス)規約 (2025年9月30日版)	エポス オーナーカード(ビジネス)規約 (2026年4月1日版)
<p>第10条(借入れの利用)</p> <p>[1] 会員は、当社のアプリから申し込む方法により、当社より融資(以下「借入れ」という)が受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となり、また、第20条(11)に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。ただし、カードのご利用実績(個人カードも含む)および当社が加盟する信用情報機関の情報等により、融資額を制限または融資をお断りする場合があります。</p>	<p>第10条(借入れの利用)</p> <p>[1] 会員は、当社のアプリから申し込む方法により、当社より融資(以下「借入れ」という)が受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となり、また、第20条(12)に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。ただし、カードのご利用実績(個人カードも含む)および当社が加盟する信用情報機関の情報等により、融資額を制限または融資をお断りする場合があります。</p>
<p>第13条(カードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等)</p> <p>[1] 会員がカードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等(以下「紛失等」という)により他人にカードおよびカード情報を不正使用された場合、その使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が以下各号の手続きを行い、かつ当社が認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害については、その負担の全部又は一部を免除します。なお、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p>	<p>第13条(カードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等)</p> <p>[1] 会員がカードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等(以下「紛失等」という)により他人にカードおよびカード情報を不正使用された場合、その使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が以下各号の手続きを行い、かつ当社が認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前にさかのぼりそれ以降に発生した損害については、その負担の全部又は一部を免除します。なお、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p>
<p>第16条(付帯サービス等)</p> <p>[1] 会員は、当社が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という)を所定の方法により利用することができます。付帯サービスおよびその内容については、会員に対し通知または告知します。</p>	<p>第16条(付帯サービス等)</p> <p>[1] 会員は、当社、当社グループ会社並びに当社提携会社等が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という)を所定の方法により利用することができます。付帯サービスおよびその内容については、会員に対し通知または告知します。</p>
<p>第20条(その他の承認事項)</p> <p>(8) 会員は商品の取得、所有、保管、使用ならびに提供を受ける役務、その他契約の締結および履行等に係る一切の公租公課を負担すること。</p> <p>(9) 当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。</p> <p>(10) カード発行および借入れを利用・返済した場合や契約内容を変更した場合は、貸金業法で定められた書面を電磁的方法(通知メール等)により交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法で定める記載事項の一部が表示されない場合に限ります。メールアドレスの登録がない会員は(11)借入れ利用・返済について記載した書面(マンスリーステートメント)を郵送により交付すること。</p> <p>(11) 借入れを利用した場合、貸金業法第17条第1項の書面交付に代え、毎月の利用締切日(支払日の1ヵ月前の同日)までの貸付および返済等の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、貸付時は簡素化した書面を交付すること。また、借入れの返済をした場合、貸金業法第18条第1項の書面の交付に代え、前記同様の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、返済時は簡素化した書面を交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法第18条第1項で定める記載事項の一部が表示されない場合に限ります。</p> <p>(12) カードのご利用代金明細書は、電磁的方法にて会員に通知すること。</p> <p>(13) カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに商品購入及び借入れの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限、またはお断りすることがあること。この場合、会員への連絡が困難なときは、会員への事前通知なしに措置を行う場合があります。</p> <p>(14) 前号の場合、当社がカードを利用停止したうえでカードの再発行手続きを行うことがあること。</p> <p>(15) 会員のお支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落日処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が還元されないこと。</p> <p>(16) 当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>(17) 本契約期間中は、カード使用者の任意による個人カードの退会はできないこと。</p>	<p>第20条(その他の承認事項)</p> <p>(8) 会員に対する連絡について、会員が当社に届け出た法人の所在地または法人代表者の携帯電話、法人代表電話等において連絡がとれない場合は、個人カードに届け出た住所または自宅電話、携帯電話等に連絡することがあること。</p> <p>(9) 会員は商品の取得、所有、保管、使用ならびに提供を受ける役務、その他契約の締結および履行等に係る一切の公租公課を負担すること。</p> <p>(10) 当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。</p> <p>(11) カード発行および借入れを利用・返済した場合や契約内容を変更した場合は、貸金業法で定められた書面を電磁的方法(通知メール等)により交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法で定める記載事項の一部が表示されない場合に限ります。メールアドレスの登録がない会員は(12)借入れ利用・返済について記載した書面(マンスリーステートメント)を郵送により交付すること。</p> <p>(12) 借入れを利用した場合、貸金業法第17条第1項の書面交付に代え、毎月の利用締切日(支払日の1ヵ月前の同日)までの貸付および返済等の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、貸付時は簡素化した書面を交付すること。また、借入れの返済をした場合、貸金業法第18条第1項の書面の交付に代え、前記同様の取引状況を記載した書面を電磁的方法または郵送により交付し、返済時は簡素化した書面を交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法第18条第1項で定める記載事項の一部が表示されない場合に限ります。</p> <p>(13) カードのご利用代金明細書は、電磁的方法にて会員に通知すること。</p> <p>(14) カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしに商品購入及び借入れの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限、またはお断りすることがあること。この場合、会員への連絡が困難なときは、会員への事前通知なしに措置を行う場合があります。</p> <p>(15) 前号の場合、当社がカードを利用停止したうえでカードの再発行手続きを行うことがあること。</p> <p>(16) 会員のお支払方法が金融機関口座からの引落しの場合、当社が金融機関から引落日処理が完了した旨の通知を受領するまでは、カードのご利用可能残枠が還元されないこと。</p> <p>(17) 当社が必要と認めた場合、当社が会員に対する債権を、資金調達、流動化、その他の目的のため、取引金融機関・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに譲渡した債権を再び譲り受けること。</p> <p>(18) 本契約期間中は、カード使用者の任意による個人カードの退会はできないこと。</p>

■「会員情報の取り扱いに関する同意条項(エポスオーナーカード)」新旧対照表(2026年4月1日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第1条(会員情報取得・保有・利用)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">追加</div>	<p>第1条(会員情報取得・保有・利用)</p> <p>(9) 本項各号に定める情報に付帯する会員情報ならびに会員関連情報(第三者から提供を受け会員データとなる会員関連情報を含む)</p>
<p>第2条(会員情報のその他の目的での利用)</p> <p>会員は、当社が第1条[1]に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条1(2)の会員情報を利用することに同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) カードの機能、付帯サービス等の提供 (2) 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス (3) 当社の事業における市場調査、商品開発 (4) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、およびその他の手段による営業案内(融資等カードの利用に関する案内等を含む) (5) 外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ(https://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。 	<p>第2条(会員情報のその他の目的での利用)</p> <p>会員は、当社が第1条[1]に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条1(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)の会員情報(個人信用情報機関から取得した情報は除く)を利用することに同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) カードの機能、付帯サービス等の提供 (2) 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス (3) 当社の事業における市場調査、商品開発 (4) 当社及び当社グループ会社の事業における各種リスクの把握・管理など、経営管理・リスク管理等の適切な遂行 (5) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、およびその他の手段による営業案内(取得した閲覧履歴や購買履歴、キャッシングの利用等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告に利用することを含む。) (6) 外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ(https://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。

■「丸井・エポスカード共同発行カード特約(エポスオーナーカード)」新旧対照表(2026年4月1日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第1条(適用)</p> <p>本特約は、株式会社丸井(以下「丸井」という)と株式会社エポスカード(以下「当社」という)が共同で発行するカードに適用されます。本特約に定めのない事項については、エポスオーナーカード(ビジネス)規約によるものとし、本特約とエポスオーナーカード(ビジネス)規約とで相違する規定については、本特約が優先されます。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">削除</p>
<p>第2条(会員)</p> <p>会員とは、本特約およびエポスオーナーカード(ビジネス)規約を承認のうえ入会を申し込み、当社が入会を認めた方(以下「会員」という)をいいます。</p>	
<p>第3条(カードに関する丸井の業務)</p> <p>丸井は、カードの募集、カードに係る一部事務処理・管理業務等(以下「カードの募集等」という)を行います。</p>	
<p>第4条(カード募集等の委託)</p> <p>丸井または当社は、カードの募集等を、丸井と当社が共同で発行するカードの「会員情報の取り扱いに関する同意事項に係る特約(エポスオーナーカード)」第2条[2]に定める共同利用会社に委託する場合があります。</p>	
<p>第5条(付帯サービス等)</p> <p>[1] 会員は、丸井(前条の共同利用会社を含む)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という)を所定の方法により利用することができます。付帯サービスおよびその内容については、会員に対し通知または告知します。</p> <p>[2] 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、また、会員のカード利用状況・支払状況または付帯サービスに係るやむを得ない事情等がある場合には付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾していただきます。なお、会員が会員資格を喪失または退会した場合は、付帯サービスにより得た権利は失効します。</p> <p>[3] 会員は、付帯サービスに係るやむを得ない事情が発生等した場合には、付帯サービスおよびその内容を変更することをあらかじめ承諾していただきます。その場合も、[1]と同様に会員に対し通知または告知します。</p>	
<p>第6条(特約の変更)</p> <p>丸井および当社は、本特約の一部または全部を、変更もしくは改訂(以下「変更等」という)する場合があります。なお、変更等についてはカード規約第25条[1]を適用するものとします。</p>	

■「会員情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約(エポスオーナーカード)(丸井・エポスカード共同発行カード用)」新旧対照表(2026年4月1日改訂)

改訂前	改訂後																																
<p>第1条(適用)</p> <p>株式会社丸井(以下「丸井」という)が株式会社エポスカード(以下「当社」という)と共同で発行するエポスオーナーカードについては、「会員情報の取り扱いに関する同意条項」に加え本特約が適用されます。</p>	削除																																
<p>第2条(会員情報の取得・利用)</p> <p>[1] 会員は、丸井が以下の会員情報を以下の目的のために、保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。 取得・利用する会員情報</p> <p>(1) 所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した会員の法人名、法人代表者(カード使用者)の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が当社に届け出た事項</p> <p>(2) 本契約に関する申込日、契約日、丸井における購入商品名・契約額・支払回数</p> <p>利用目的</p> <p>(1) 冨一の募集、カードに係る一部事務処理・管理業務等 (2) 冨井の提供するカードの機能・付帯サービスの提供 (3) 冨井の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス (4) 冨井の事業における市場調査、商品開発 (5) 冨井の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内</p> <p>[2] 会員は、丸井グループ企業(以下「共同利用会社」という)が、以下の目的のために第2条1(2)の会員情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。なお、実際に共同利用する場合は、共同利用会社の名称および具体的な利用目的を当社ホームページで公表します。</p> <p>(1) 共同利用会社が当社と共同または連携して行う事業における会員への総合的なサービス提供の一環として行うサービスの告知を目的とする宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 (2) 共同利用会社が当社と共同または連携して行う事業における会員への総合的なサービス提供を行うための市場調査、商品開発 共同利用会社の名称、住所、事業内容については、当社のホームページで公表しています。</p> <p>会員情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約(丸井・エポスカード共同発行カード用)第2条に定める共同利用会社等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>事業内容</th> <th>本社所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社丸井グループ</td> <td>株式会社</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>食品・衣装業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>化粧品・文具業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>運輸業</td> <td>埼玉県戸田市赤松2-1-1</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>不動産賃貸業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>少額短期保険業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>証券業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>広告代理業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>不動産賃貸業、保証事業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> <tr> <td>株式会社エムワフエイト</td> <td>デジタルマーケティング事業</td> <td>東京都中央区千代田1-13-10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2024年12月2日現在 ・共同して利用する会員情報の管理について責任を有する者 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一</p>		会社名	事業内容	本社所在地	株式会社丸井グループ	株式会社	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	食品・衣装業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	化粧品・文具業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	運輸業	埼玉県戸田市赤松2-1-1	株式会社エムワフエイト	不動産賃貸業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	少額短期保険業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	証券業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	広告代理業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	不動産賃貸業、保証事業	東京都中央区千代田1-13-10	株式会社エムワフエイト	デジタルマーケティング事業
会社名	事業内容	本社所在地																															
株式会社丸井グループ	株式会社	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	食品・衣装業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	化粧品・文具業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	運輸業	埼玉県戸田市赤松2-1-1																															
株式会社エムワフエイト	不動産賃貸業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	少額短期保険業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	証券業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	広告代理業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	不動産賃貸業、保証事業	東京都中央区千代田1-13-10																															
株式会社エムワフエイト	デジタルマーケティング事業	東京都中央区千代田1-13-10																															

■新設「会員情報の共同利用について(エポスオーナーカード)」新旧対照表(2026年4月1日改訂)

改訂前	改訂後
<p>新設追加</p>	<p>(1) 会員情報の共同利用・共同利用者の範囲について</p> <p>株式会社エポスカード(以下「当社」という)はより付加価値の高いサービスを提供するため、丸井グループ会社(以下「共同利用会社」という)との間で会員データを保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、個人情報保護法以外の法令等による制限、もしくは個別の契約等における守秘義務がある場合、当該法令等に則り取り扱いたします。</p> <p>※丸井グループ会社各社の情報は、丸井グループのホームページでご確認いただけます。 https://www.0101maruigroup.co.jp/ci/group.html</p>
	<p>(2) 共同利用する会員データの項目</p> <p>(a) 所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した会員の法人名、法人代表者(カード使用者)の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が当社に届け出た事項</p> <p>(b) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数</p> <p>(c) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況</p> <p>(d) 本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払い途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、および当社が求めて会員が提出した決算書、資金繰り表等によって収集した収入等の情報</p> <p>(e) お問い合わせまたはご連絡した際等の通話の記録情報</p> <p>(f) 官報や電話帳等一般に公開されている刊行物に記載された情報</p> <p>(g) インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、または当社の会員サイトへのログインで、会員が当該オンライン取引やログインの際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)</p> <p>(h) 本項各号に定める情報に付帯する会員情報ならびに会員関連情報(第三者から提供を受け会員データとなる会員関連情報を含む)</p>
	<p>(3) 共同利用会社の利用目的</p> <p>(a) カードの機能、付帯サービス等の提供</p> <p>(b) 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>(c) 市場調査、商品開発 (取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告に利用することを含む。)</p> <p>(d) 各種リスクの把握・管理など、グループ全体の経営管理・リスク管理等の適切な遂行</p> <p>(e) 当該共同利用会社及びその他丸井グループ会社各社の事業における宣伝物・印刷物の送付、およびその他の手段による営業案内(融資等カードの利用に関する案内等を含む)</p> <p>(f) 外部から受託した宣伝物・印刷物の送付等</p>
	<p>(4) 会員データの管理について責任を有する者の名称</p> <p>株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2 代表取締役社長 相田 昭一</p>